

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目次

1. 総量規制に抵触している者の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進	1
2. 個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制の「年収」として算入	7
3. 総量規制の「適用除外」と「例外」の分類の再検討等	11
4. 貸金業者の事務手続きの円滑化を図るための措置の検討	17
5. NPOバンクに対する対応	21
6. その他所要の改正	26
7. その他のご意見	27

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1. 総量規制に抵触している者の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進		
1	個人顧客が「貸金業者と締結した貸付けに係る契約に基づき負担する債務」のすべての債務を一本化して借り換えない限り、段階的に残高を減らすことを可能とする新たな借換の規定（規則第10条の23第1項第1号の2）の適用は受けられないのか。	借換えによって弁済される債務が「貸金業者と締結した貸付けに係る契約に基づき負担する債務」であれば、それらの債務が「貸金業者と締結した貸付けに係る契約に基づき負担する債務」のすべてではなく、その一部であったとしても、新たな借換の規定（規則第10条の23第1項第1号の2）の適用を受けることができます。
2	個人顧客が「貸金業者と締結した貸付けに係る契約に基づき負担する債務」について、自社貸付け分と他社貸付け分がある場合において、自社分のみを借り換えたときも、規則第10条の23第1項第1号の2の適用を受けることは可能か。	貴見のとおりと考えられます。
3	指定信用情報機関の信用情報では確認できない「みなし貸金業者」（登録が失効した貸金業者）に対して負担する債務、親族・知人に対して負担する債務、貸金業者が保証履行によって取得した求償権等についても、新たな借換え（規則第10条の23第1項第1号の2）の対象に含めるべきではないか。	「みなし貸金業者に対して負担する債務」については、指定信用情報機関には登録されていないものの、基本的には、貸金業者に対する債務であり、借換の必要性が認められることから、当該債務の存在の確認を行ったことを示す書面を保存することを条件に、借換の対象となる債務に追加する旨を内閣府令で定めることとします（規則第10条の23第1項第1号の2イ）。 「親族・知人に対して負担する債務」については、①一般に、貸付けの条件が貸金業者よりも借り手に有利と考えられるこ

		<p>とや、②債務の実在の確認が困難であり、総量規制の潜脱に利用されるおそれも高いことから、借換えの対象として新たに手当てする必要性に乏しく、かつ不適當であると考えられます。</p> <p>「求償権」については、一度借り手が債務不履行となったことに伴う債権であり、仮にこれを借換えの対象としても再び債務不履行に陥る可能性も高く、「個人顧客の利益の保護に支障を生じる」おそれが高いことから、借換えの対象として含めることは不適當であると考えられます。</p>
4	<p>新たな借換えに係る規則第 10 条の 23 第 1 項第 1 号の 2 イにおいて、「指定信用情報機関が保有する個人信用情報により確認できるものに限る」と規定されているが、NPOバンクからの借入れ（指定信用情報機関に対する信用情報の提供義務が免除）についても、借換えの対象にすべきではないか。</p>	<p>他のご意見を踏まえ、借換えの対象債務については、貸金業者と締結した貸付けに係る契約に基づき負担する債務であれば、貸付業務を行っている貸金業者（いわゆるNPOバンクを含む。）だけでなく、みなし貸金業者を債権者とする債務にも拡大しました。</p> <p>これに伴い、「指定信用情報機関が保有する個人信用情報により確認できるものに限る。」とした部分を削除しました。</p>
5	<p>借換えによって弁済される債務が極度方式貸付けに係る債務でない場合、新たな借換えに係る規則第 10 条の 23 第 1 項第 1 号の 2 の適用は受けられないのか。</p>	<p>新たな借換えに係る規則第 10 条の 23 第 1 項第 1 号の 2 の適用を受けることができるか否かについては、借換えによって弁済される債務が極度方式貸付けに係る債務であるか否かには制約されません。</p>
6	<p>総量規制の「適用除外」貸付け、「例外」貸付けに該当する債務の借換えについても、新たな借換えに係る規則第 10 条の 23 第 1 項第 1 号の 2 の適用を受けることは可能か。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
7	<p>新たな借換え（規則第 10 条の 23 第 1 項第 1 号の 2）について、借換えの対象者は総量規制に抵触している者に限定されるのか。</p>	<p>新たな借換え（規則第 10 条の 23 第 1 項第 1 号の 2）は、総量規制に抵触する借り手が段階的に借入残高を減らしていくことができるよう、総量規制の「例外」貸付けとされたものです。総量規制に抵触していない借り手は、この規定にかかわらず、借換えは可能と考えられます。</p>
8	<p>新たな借換え（規則第 10 条の 23 第 1 項第 1 号の 2）について、収入のない専業主婦（主夫）や求職者は、実際に、貸</p>	<p>新たな借換え（規則第 10 条の 23 第 1 項第 1 号の 2）は、総量規制の「例外」貸付けであり、一般に、収入にかかわらず借換</p>

	金業者との間で借換えの契約を締結することはできないのではないか。	えを行うことが可能です。ただし、貸金業者は、借換えの契約が法第13条の2第1項に規定する「その他顧客等の返済能力を超える貸付け」に当たらないことについて、確認する必要があります。
9	借換換の対象となる債務は、既往借入れの元本、利息に加え、借換換に伴って発生する振込手数料等の諸経費・諸手数料を含めたものと解してよいか。	借換換の対象となる債務である、「貸金業者からの借入債務全般」には、既往借入れの元本のみが該当し、当該借入れに係る利息や、借換換に伴って発生する諸経費・手数料までを含めるものではありません。
10	貸金業者が借換後の債務の利率が借換換によって弁済される債務の利率（債務が複数ある場合は残高による加重平均した利率）を上回らないことを確認するに際して、必ずしも借換換によって実際に弁済される債務に係る契約締結時書面（17条書面）の提出を求める必要はないものと理解してよいか。	個人顧客に対する確認が適切に行われている限りにおいて、必ずしも17条書面の提出を受けることまで求めるものではありません。
11	貸金業者が借換後の一月の負担が借換換によって実際に弁済される債務の一月の負担を上回らないことを確認するに際して、必ずしも借換換によって実際に弁済される債務に係る契約締結時書面（17条書面）の提出を求める必要はないものと理解してよいか。	
12	借換後の債務の利率が借換換によって借換前の債務の利率（債務が複数ある場合は残高による加重平均した利率）を「上回らないこと」とあるが、同一でも構わないと理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。 ただし、借換前の債務の利率が利息制限法の上限金利を超える場合には、借換後の債務の利率は、当該上限金利以下である必要があります。
13	借換換によって実際に弁済される債務に遅延損害金が生じている場合において、当該債務の利率（債務が複数ある場合は残高による加重平均した利率）の算出にあたって考慮する必要はないと理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
14	借換換によって実際に弁済される債務の利率（債務が複数ある場合は残高による加重平均した利率）の算出に際して、当該債務の全部又は一部の利率が変動型である場合、現に適用されている利率を用いて構わないと理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。 ただし、借換前の債務の利率が利息制限法の上限金利を超える場合には、借換後の債務の利率は、当該上限金利以下である必要があります。

15	<p>複数の貸金業者間における多数回の借換えによる弊害を防止するため、契約に係る費用に関しては、出資法において「みなし利息」に含まれないもの（出資法第5条の4第4項第1号及び第2号）を除き、すべて貸し手が負担し、借り手が不利益を被らないようにする規定を設けるべきではないか。</p>	<p>契約に係る費用を誰が負担するかについては、取引の当事者間で決定されるべき問題と考えられます。ただし、契約に係る費用を債務者が負担する場合には、借換え後の債務の利息は、みなし利息を含めて利息制限法の上限金利以下である必要があります。</p>
16	<p>貸金業者が「貸付けの残高が段階的に減少することが見込まれる」ことを判断するに際して、画一的な基準は設けられていないと理解してよいか。</p>	<p>契約に基づく定期の返済によって元本が減少していく限りにおいて、基本的には、貴見のとおりと考えられます。</p>
17	<p>新たな借換え（規則第10条の23第1項第1号の2）について、借換え後の貸付利率および1か月の負担額については既存債務の条件を上回らないこととあるが、返済総額は上回ってもよいのか。</p>	<p>新たな借換えに係る規則第10条の23第1項第1号の2に掲げるすべての要件に該当する限りにおいて、貴見のとおりです。</p>
18	<p>新たな借換えに係る規則第10条の23第1項第1号の2ニにおいて、「前号イ及びハからへまでに掲げるすべての要件に該当すること。」とされているが、例えば、貸金業者の貸付けの締切日の問題で、第1回目の返済日が、貸付日から1か月以上経過した日となる場合、第1回目の返済額を日割り計算して、一月の負担額が従前の借入れの一月の負担額を上回っていなければ、当該要件を満たしていると考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
19	<p>借換えに際しては、あくまで従来以上の担保や保証人を徴求しないことを要件としているが、これを緩和するべきである。</p>	<p>この要件を緩和することは、「個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」の趣旨に反することとなるため、適当ではないと考えられます。</p>
20	<p>担保・保証人付きの債務については、借換換の対象となる債務に含まれないようにすべきである。</p>	<p>借換換の対象となる債務を限定することは、かえって顧客の選択肢を狭めることとなり、適当ではないと考えられます。</p> <p>なお、借換換を行うにあたって、借り手に対して借換前以上の追加的な担保提供や新たな保証を求めてはならないことや、既存の担保提供者や保証人に対して借換前以上の担保提供や保証を求めてはならないことは、内閣府令において既に要件として規定されているところです。</p>

21	<p>借換えとして行われる貸付けを極度方式基本契約に基づく貸付けとすることは可能と理解してよいか。</p>	<p>貸付けの停止や極度額の適切な管理が行われ、総量規制に抵触している場合に新たな貸付けが行われないような手当てがされている限りにおいて、借換えとして行われる貸付けを極度方式基本契約に基づく貸付けとすることは排除されません。</p>
22	<p>「指定信用情報機関から提供を受けた信用情報の内容」(平成 22 年 4 月 26 日付公表案第 10 条の 23 第 2 項第 1 号の 2ハ)は借入件数及び貸金業者ごとの借入残高と理解してよいか。</p>	<p>他のご意見を踏まえ、借換えの対象債務を拡大したことに伴い、規則第 10 条の 23 第 2 項の規定により保存しなければならない書面に記載する事項については、「指定信用情報機関から提供を受けた信用情報の内容」から「弁済する債務の存在について調査を行った年月日、方法及び結果」(同項第 1 号の 2ハ)に変更することとしました。</p> <p>記載に際して、返済能力調査に使用した指定信用情報機関の信用情報を用いる場合には、個別の債務ごとに当該債務の存在が確認できる信用情報の内容を記載する必要があります。</p>
23	<p>借換後の債権を譲渡する場合、「指定信用情報機関から提供を受けた信用情報の内容」(平成 22 年 4 月 26 日付公表案第 10 条の 23 第 2 項第 1 号の 2ハ)を譲受人に提供することは可能と理解してよいか。</p> <p>また、当該提供は法第 41 条の 38 第 1 項で禁止する目的外使用に該当しないと考えてよいか。</p>	<p>他のご意見を踏まえ、借換えの対象債務を拡大したことに伴い、規則第 10 条の 23 第 2 項の規定により保存しなければならない書面に記載する事項については、「指定信用情報機関から提供を受けた信用情報の内容」から「弁済する債務の存在について調査を行った年月日、方法及び結果」(同項第 1 号の 2ハ)に変更することとしました。</p> <p>同項第 1 号の 2ハに掲げる事項として返済能力調査に使用した指定信用情報機関から提供を受けた信用情報の内容が記載されている場合において、当該信用情報の内容を譲受人に提供することは、法第 41 条の 38 第 1 項で禁止する目的外使用・第三者提供に該当するものと考えられます。</p>
24	<p>「指定信用情報機関が保有する個人情報により確認できるものに限る。」(平成 22 年 4 月 26 日付公表案第 10 条の 23 第 1 項第 1 号の 2イ)とあるが、債務の存在の確認のために個人情報を使用</p>	<p>他のご意見を踏まえ、借換えの対象債務を拡大したことに伴い、ご質問の部分は削除されました。</p> <p>なお、一般論としては、債務の存在や債務者の申出どおりに弁済が行われている</p>

	<p>用することは可能なのか。</p> <p>また、債務者の申出どおりに弁済が行われていることの確認のために個人信用情報を使用することは許容されるのか。</p>	<p>この確認が、法第 41 条の 38 第 1 項第 1 号の「借入金の返済能力その他の金銭債務の弁済能力の調査」として行われる限りにおいて、法第 41 条の 38 第 1 項で禁止する信用情報の目的外使用・第三者提供には当たらないものと考えられます。</p>
25	<p>「各回の返済金額のうち元本の返済に充てられる金額」(規則第 10 条の 23 第 2 項第 1 号の 2 ホ)については、各回の返済金額、貸付けの利率、利息の計算方法で足りると理解してよいか。</p>	<p>元本の返済に充てられる金額の保存を義務付けている趣旨は、貸付けの残高が段階的に減少することが見込まれることについて、後に検証を行うことを可能にすることにあります。</p> <p>この趣旨が充足される限りにおいて、書面の記載方法として、ご意見のような方法によることも認められるものと考えられます。</p>
26	<p>借換えとして行われた貸付けについても、後日に条件変更を行うことは可能と理解してよいか。</p>	<p>借換え後の金利が借換え前の金利を上回ることがない等の新たな借換への措置の趣旨を潜脱しない限りにおいて、条件変更を行うことは可能と考えられます。</p>
27	<p>借換の結果、交付された資金がきちんと債務の返済に充てられるよう何らかの強制が必要ではないか。</p>	<p>今回の新たな借換への措置(規則第 10 条の 23 第 1 項第 1 号の 2)は、総量規制に抵触する借り手が、新たな借入れが不可能となり、返済に支障をきたすおそれがあることに鑑み、段階的に借入残高を減らすことが可能となるための手段を提供するものであり、資金が債務の返済に充てられることが制度として前提となっています。</p>
28	<p>顧客から借換えを含む債務の返済に関する相談を受けた貸金業者が、適切な専門相談窓口で助言を得るよう誘導等を行うこととする規定を設けるべきではないか。</p>	<p>法第 12 条の 9 において、貸金業者は、資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合には、資金需要者等に対して、借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができることと認められる団体を紹介するよう努めなければならない、と規定されており、債務の返済に関する相談を受けた貸金業者は、この規定を踏まえて顧客に適切に対応することが必要と考えられます。</p>
29	<p>新たな借換えに反対する。仮にこれを認めるのであれば、貸金業者が借換への契約を締結する前に、利息制限法所定の金利に引直し計算を行った結果を算出</p>	<p>今回の新たな借換への措置は、総量規制に抵触する借り手が、新たな借入れが不可能となり、返済に支障をきたすおそれがあることに鑑み、段階的に借入残高を減らす</p>

	<p>し、個人顧客に提示することを義務付けるべきである。</p> <p>この場合において、過払金が発生していれば、自主的に返還することを義務付けるべきである。</p>	<p>ことが可能となるための手段を提供するものです。</p> <p>なお、利息制限法の制限額を超過した利息の支払いについて、元本の返済に充当することを求めるか否かは、民事上の権利調整であると考えられることから、貸金業法によって貸金業者に一律の対応を義務付けることは困難であると考えられます。</p> <p>ただし、借換えに際して、貸金業者には、個人顧客に対し引直し計算の可能性について十分な説明を行うなど、丁寧な対応が求められると考えられます。</p>
<p>2. 個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制の「年収」として算入</p>		
30	<p>資力を明らかにする事項を記載した書面等に係る規則第10条の17第2項第3号及び第4号について、「直近の期間（当該直近の期間を含む連続した期間における事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合にあつては、当該直近の期間を含む連続した期間）に係るものであること。」とは、必ずしも連続した期間（2年以上）による算定を必要とするものではないと解してよいか。</p>	<p>法第13条第3項に規定する基準に該当することにより年収証明書の提供を受けられる場合において、直近の年の事業所得の金額のみを用いて基準額を算定するときは、直近1年分の年収証明書で足りるものであり、貴見のとおりと考えられます。</p> <p>一方、直近の年を含む複数年の事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合には、算定に用いたすべての年の年収証明書が必要になります。</p>
31	<p>個人事業者への貸付けについて、法第13条第3項第1号及び第2号（当該貸金業者合算額が50万円超又は個人顧客合算額が100万円超）のいずれにも該当しない場合、必ずしも事業所得を証明する書類の提出が前提とならず、給与所得者と同様に、安定的な事業所得の申告に基づき契約が可能と解してよいか。</p>	<p>申告が年収証明書の記載に基づき行われる限り、貴見のとおりと考えられます。</p>
32	<p>当初、事業所得を基に総量規制の範囲内で貸付けを行った後、「例外」貸付けや「適用除外」貸付けに区分変更することは可能か。</p>	<p>総量規制の範囲内の貸付け、「例外」貸付け又は「適用除外」貸付けのいずれの区分とするかは、契約締結時における契約形態により決められるものであり、事後的に、それらの区分を相互に変更することは、法制度として想定していません。また、制度の運用上も、仮に事後的な区分変更を認めることとすると、借り手の総量規制上の借入総額の事後的な操作による規制の潜脱が可能となるおそれもあることに鑑みると、このような区分変更を行うことは</p>

		適当ではないと考えられます。
33	ある貸金業者では事業所得を基に貸付けを行い、他の貸金業者が「例外」貸付けを行うことは可能か。	それぞれの貸付けが要件を満たして行われる限り、貴見のとおりと考えられます。
34	以下の資金需要者について、年間の事業所得の金額を基に行われる総量規制の範囲内の貸付けや、「事業・収支・資金計画（3計画）」を提出して行われる総量規制の「例外」貸付け（規則第10条の23第1項第4号）が採用できると解してよいか。 (1)外形的には勤務者だが、その多くは事業所得を確定申告している者（例：保険会社と雇用関係のある保険外交員等） (2)特定の会社や団体と請負関係があり、事業所得として収入を得ている者（例：車両持ち込みで運送に携わる者や、競輪、競艇の選手等）	貴見のとおり、(1)、(2)の資金需要者が、安定的であると認められる事業所得を得ている場合には、総量規制の範囲内で貸付けを受けることが可能です。また、このような資金需要者が、事業を行うために必要な資金の借入れの申込みを行った際に、「事業・収支・資金計画（3計画）」に照らして返済能力を超えないと認められる場合には、総量規制の「例外」貸付けが可能です。
35	規則第10条の22第1項第4号において、「過去の事業所得の状況に照らして安定的と認められるものに限る。」とあるが、「事業所得の安定性」の算定で、所得税法第27条第2項に規定する「事業所得の金額」を超える計算が認められるか。	規則第10条の17第2項第3号においては、事業所得として、所得税法第27条第2項に規定する「事業所得の金額」を基準としており、その算定において、「事業所得の金額」を超える計算を行うことは、認められません。
36	定期的な収入の算出にあたり、給与所得と事業所得の両方がある場合において、必ずしも両方の所得を合算する必要はなく、どちらか一方を用いて貸付けの基準額とすることができると理解してよいか。	法第13条の2第2項において、個人顧客の基準額は、「その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に3分の1を乗じて得た額」とされており、給与所得と事業所得の両方がある場合においては、両方の所得を合算することが想定されています。
37	「年間の事業所得の金額（過去の事業所得の状況に照らして安定的と認められるものに限る。）」（規則第10条の22第1項第4号）について、個人事業者の事業所得が安定的とまでは言えないものの、貸付けに当たって特段の返済能力を有していると認められる場合には、規則第10条の23第1項第4号の「例外」貸付けの対象となると解してよいか。	規則第10条の22第1項第4号は、総量規制の基礎となる年収として、事業所得のうち「安定的と認められるもの」を認める旨を定めたものです。一方、規則第10条の23第1項第4号は、個人事業者向けの総量規制の「例外」貸付けを定めたものです。したがって、事業を営む個人顧客に対する貸付けであって、規則第10条の23第1項第4号の要件を満たすものであれ

		ば、貴見のとおりと考えられます。
38	<p>個人事業者の事業所得を年収証明書で確認する場合において、以下の各項目も合算して採用できると解してよいか。</p> <p>(1)不動産所得（事業として行うもの）</p> <p>(2)雑所得（講演料、原稿料等）</p> <p>(3)雑収入（シルバー人材センターから支給される配分金）</p>	<p>個人事業者の事業所得については、当該事業から専ら発生することとなる所得（所得税法上の「事業所得」）のうち、安定的と認められるものについてのみ年収として認めることとしています。</p> <p>ご質問の項目のうち、不動産の所得については、事業として行われる不動産業から生じる「事業所得」のうち、安定的であると認められるものについてのみ年収として認めることができます。なお、「不動産所得」については、規則第10条の22第1項第3号において、年収として認められています。</p> <p>一方、講演料、原稿料、シルバー人材センターから支給される配分金のうち、「雑所得」とされるものは、所得税法上、事業から生じたと認められるもの以外の所得であることから、いずれも総量規制の基礎となる年収に算入可能な「事業所得」には該当しません。</p> <p>なお、事業から生じたと認められる講演料、原稿料については、所得税法上の考え方と同様に、「事業所得」に該当します。</p>
39	<p>「年間の事業所得の金額（過去の事業所得の状況に照らして安定的と認められるものに限る。）」（規則第10条の22第1項第4号）について、「安定的」とは、必ずしも事業所得の金額がプラスでなくとも、貸金業者が総合的に審査した結果、返済能力があると判断した場合も含まれると解してよいか。</p>	<p>総量規制は、年収の3分の1を借入残高の上限とするものであることから、「年間の事業所得の金額」は、総合的に判断して、プラスである必要があります。なお、安定的であるかどうかは、個別の事情に応じて判断することとなります。</p>
40	<p>個人事業者への貸付けにおいて、「年間の事業所得の金額」（規則第10条の22第1項第4号）を総量規制の基礎となる年収として貸し付ける方法、「事業・収支・資金計画（3計画）」の提出を受けて総量規制の「例外」として貸し付ける方法（規則第10条の23第1項第4号）のいずれも、その資金用途は事業性であるか消費性であるかを問わないものと解してよいか。</p>	<p>個人事業者が事業を行うために必要な資金の借入れの申込みを行った際に、「事業・収支・資金計画（3計画）」に照らして返済能力を超えないと認められる場合には、貸金業者は、総量規制の「例外」として貸付けを行うことが可能です。</p> <p>他方、個人事業者であっても、例えば、事業に直接関係なく、消費者としての資金用途（教育費等）を満たすための借入れが可能となるよう、年収の定義に「安定的で</p>

		あると認められる」事業所得を追加したところでは、この場合には、総量規制の規定に基づき借入れが可能な金額は、事業所得の3分の1になります。
41	個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制の基礎となる「年収」として算入することは、安易に個人事業者の債務を増大させる結果となるため、反対する。	サラリーマン等の「給与所得者」の場合には消費者として年収の3分の1まで借入れが可能であるにもかかわらず、同じ年収であっても、「個人事業者」の場合には消費者として教育費等の貸付けを受けられないこととすると、両者の間でバランスを失うことになると考えられます。このため、そのようなバランスを確保する観点から、安定的な事業所得と認められるものについては、総量規制の基礎となる「年収」に算入することとしたものです。
42	「年間の事業所得の金額（過去の事業所得の状況に照らして安定的と認められるものに限る。）」(規則第10条の22第1項第4号)について、「安定的と認められる」とは、具体的にどういうことか。「安定的」の判断は自社判断でよいか。例えば、前々期事業所得500万円、前期事業所得0円の場合、「前期は体調を崩し休業がちであったが今期は前々期ベースである」ことを確認すれば、事業所得は安定的に500万円と判断してよいか。	仮に直近の事業所得の金額が0円であったとしても、これが一時的な要因に基づくものであり、過去の連続した複数年の事業所得の金額に照らせば、安定的と認められる場合もあるものと考えられます。 この場合において、任意の年の金額をもって、基準額とすることは適当ではなく、直近の年を含む連続した複数年の事業所得の金額を考慮した上で、安定的と認められる基準額を合理的に算定していく必要があります。
43	極めて零細な個人事業者は、事業計画など作成できないし、通年赤字であっても直ちに倒産・破産するものでもないから、事業継続意欲があれば、総量規制の対象や「例外」ではなく、貸金業者の審査ノウハウにより融資を可能とすべきである。	過剰貸付けを防止するという改正貸金業法の趣旨に鑑みると、返済能力が認められない借り手への貸付けは行われるべきではないものと考えられます。 ただし、個人事業者については当面赤字であっても「事業・収支・資金計画(3計画)」の提出を受けることにより返済能力が認められれば、貸付けは可能です。 なお、個人事業者向けの100万円以下の「例外」貸付けについては、より簡易な方法で返済能力の調査を行うことを認める旨を内閣府令で定めることとしています(規則第10条の23第1項第4号及び第5号並びに第10条の28第1項第3号及び第4号)。
44	事業所得を総量規制の基礎となる年収	年収証明書については、できるだけ速や

	<p>として認める措置は、完全施行を目前にした今回の府令改正により講じられるものであることから、事業所得を確認する際の年収証明書の提出期間については、この府令の施行後の一定期間は2か月よりも長い期間とするなど、別途の経過措置を設けて頂きたい。</p>	<p>かな提出を求めていくことが制度の運用として望ましい一方で、今回の措置は、改正貸金業法の完全施行に伴うものであり、少なくとも制度が定着するまでの間は、貸金業者にとって1か月では実務的に年収証明書の回収が困難という実情があることを勘案し、当分の間、提出期間を「2か月」とする改正を行う旨を内閣府令で定めることとしたところです。</p>
<p>3. 総量規制の「適用除外」と「例外」の分類の再検討等</p>		
45	<p>貯蓄性のある保険の解約返戻金又は預金等を担保とする貸付けに係る契約についても、資産の裏付けがある貸付けとして、総量規制の「適用除外」とすべきではないか。</p>	<p>一般に、保険契約における解約返戻金を担保とする貸付けとしては、保険会社による契約者貸付等に、また、預金を担保とする貸付けとしては、銀行による預金担保貸付に、事実上限定されていることから、これらの貸付けを総量規制の「適用除外」として規定する必要はないものと考えられます。</p>
46	<p>資産の裏付けがある貸付けや、将来的なキャッシュフローがある貸付けを、総量規制の「例外」から「適用除外」に移行することは、資産のみをあてにした貸付けを助長し、結果として債務者の資産を不当に喪失させるおそれがあるため、反対する。</p>	<p>「例外」貸付けから「適用除外」貸付けに移行する貸付けに係る担保や売却予定資産は、いずれも担保処分や売却が行われても債務者の生活に著しい支障を生じないものに限定されています。</p>
47	<p>総量規制の「例外」から「適用除外」に移行する不動産担保貸付け（規則第10条の21第1項第6号）について、法人名義の社宅（役員の居宅や社員寮など）は、「担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なもの」には該当しないと解してよいか。</p>	<p>担保提供者が法人である場合には、通常、社宅は「生計を維持するために不可欠なもの」には該当しません。ただし、例えば当該法人が他に資産がなく、かつ、役員を一人株主とする株式会社である等、特段の事情が認められる場合には、「生計を維持するために不可欠なもの」に該当すると判断される場合もあると考えられます。</p>
48	<p>規則第10条の21第1項第6号の不動産担保貸付けについて、居宅等を担保とする場合を除くとされていることは、財産権の保障を規定する憲法第29条第1項に反するのではないか。</p>	<p>改正貸金業法は、「個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるとき」に限り、貸付けの契約の締結を禁止することとしています（法第13条の2第1項）。</p> <p>したがって、法第13条の2及び規則第10条の21第1項第6号により、居宅等を担保とする貸付けの契約に総量規制が適用されることは、多重債務問題の解決とい</p>

		う改正貸金業法の趣旨に適うものであり、憲法第 29 条第 1 項に反するものではないと考えられます。
49	規則第 10 条の 21 第 1 項第 6 号の不動産担保貸付けについて、居宅等を担保とする場合であっても、貸付利率が一定水準以下であれば、総量規制の「適用除外」とする等、柔軟な運用を図るべきではないか。	居宅等については、これを担保とし、実際に担保権が実行された場合には、当該個人顧客又は担保を提供する者の生活に著しい支障を来すおそれがあると考えられるため、このような不動産を担保とする貸付けの契約を総量規制の「適用除外」とすることは、適切でないものと考えられます。 なお、個人事業者については、「事業・収支・資金計画（3 計画）」を提出し、返済能力が認められる場合には、居宅等を担保にした総量規制の「例外」貸付けを受けることが可能となっています（規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号）。
50	規則第 10 条の 21 第 1 項第 6 号の「当該個人顧客若しくは担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なもの」には、不動産から賃料収入を得ている場合の当該不動産も含まれるのか。	不動産から賃料収入を得ている場合、その賃料収入が個人顧客又は担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なものとして認められるか否かの観点から、個別事例ごとに実態に即して判断されるものと考えられます。
51	借入残高が年収の 3 分の 1 を超えなければ、居宅等を担保とする貸付けの契約を締結することはできるか。	法第 13 条の 2 第 1 項の「個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約」と認められるものでない限り、居宅等を担保とする貸付けの契約を締結することは妨げられません。 なお、個人事業者については、「事業・収支・資金計画（3 計画）」を提出し、返済能力が認められる場合には、居宅等を担保にした総量規制の「例外」貸付けを受けることが可能となっています（規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号）。
52	居宅等を担保とする貸付けの契約で、当該居宅等が担保提供者の生計を維持するために不可欠なものでなければ、当該貸付けの契約は総量規制の「適用除外」となると理解してよいか。	規則第 10 条の 21 第 1 項第 6 号で規定されているように、個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権を担保とする貸付けに係る契約については、総量規制の「適用除外」としないこととされています。
53	規則第 10 条の 21 第 1 項第 7 号の「当該不動産を売却することにより当該個人	例えば、当該不動産の売却により、新しい居宅を確保する目途がないまま、居宅を

	顧客の生活に支障を来すと認められる場合」とは、具体的に、どのような状況を指すか。	失う場合などが考えられますが、個別事例ごとに実態に即して判断されるものと考えられます。
54	総量規制の「適用除外」貸付けとして、ゴルフ会員権を担保とする貸付けを追加してほしい。	ゴルフ会員権については、その性格が一樣でなく、また流動性も区々であることから、現時点においてこれを担保とする貸付けを総量規制の「適用除外」貸付けに追加することは適当ではないものと考えられます。
55	証券会社が行う新株予約権の権利行使代金の貸付けについては、権利行使により取得する株式を当該証券会社が保護預りすることを前提にしている場合には、規則第1条の2の2第3号に規定される保護預り有価証券担保貸付けと実質的に同等と評価できることから、返済能力の調査に際し、指定信用情報機関が提供する信用情報の使用義務を免除することはできないか。	返済能力の調査に際し、指定信用情報機関が提供する信用情報の使用義務を免除する貸付けとされている保護預り有価証券担保貸付けは、既に保護預りされている有価証券を担保にして貸付けを行うものに限定されており、これから購入する有価証券の引渡し請求権を担保とする権利行使代金の貸付けとは異なります。 このような権利行使代金の貸付けについては、契約締結時には返済能力を担保する資産がないため、返済能力の調査に際し、指定信用情報機関が提供する信用情報の使用義務を免除することは適当ではないものと考えられます。 なお、新株予約権の権利行使代金の貸付けであって権利行使により取得する株式を担保にするものについては、指定信用情報機関が提供する信用情報を使用し、返済能力調査を行うことが求められる一方、規則第10条の21第1項第5号に該当するため、総量規制の「適用除外」貸付けとなります。
56	緊急医療費貸付け（規則第10条の23第1項第2号）は、元本に制限がないため、利息の支払いが大きな負担となることから、総量規制の「例外」貸付けとすることに反対する。	緊急医療費貸付け（規則第10条の23第1項第2号）は、緊急の資金需要に対応するため、返済能力を超えないと認められるものであることを要件に、既に総量規制の「例外」貸付けとして規定されているものです。
57	専業主婦（主夫）に対する貸付けに係る契約については、配偶者の同意がない場合であっても、総量規制の「例外」とすべきではないか。	貸付けに係る契約の主体はあくまで個人であり、総量規制の適用については、配偶者の同意がない限り、当該個人の年収及び借入残高が基準となります（法第13条の2第2項）。

		<p>配偶者の年収及び借入残高を合算した額を基準とする貸付けであれば、総量規制の例外となりますが（規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号）、配偶者の年収及び借入残高によって返済能力の有無を調査する以上、配偶者の同意を不要とするのは適切でないと考えられます。</p>
58	<p>「(利用者の)利益の保護に支障を生ずることがない契約」(総量規制の「例外」貸付け)として、新しい類型の主婦(主夫)貸付けを追加し、①自社分 30 万円、自社他社合計 100 万円まで、②配偶者の勤務先、年収、勤続年数の調査を条件に、貸付けに際しての配偶者の同意及び配偶者の信用情報として指定信用情報機関に登録することを不要とするとの制度を設けて頂きたい。</p>	<p>法律は、年収の 3 分の 1 と借入残高とを比較して返済能力の有無を判断しており、単に少額だからというだけで配偶者の同意を不要とすることは、現行の内閣府令に規定する「例外」貸付けの種類のどれにも当てはまらないものであるとともに、「個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない」ものとは言い難く、法律の委任の範囲を超えるものとなります。</p> <p>また、主婦(主夫)から配偶者の個人情報を、配偶者の同意なく取得することは、個人情報保護法第 17 条の個人情報の不正な手段による取得に直ちには該当しないものの、与信契約の締結に伴う個人情報の取得に際し、契約者(本人)に対してあらかじめ利用目的を明示し、書面により同意を得ることが望ましいとした金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第 8 条第 2 項の趣旨から適当ではないと考えられます。</p>
59	<p>規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号の「個人顧客合算額」には、法第 13 条の 2 第 2 項と同様に、「住宅資金貸付契約等」に係る貸付け(「適用除外」貸付け)の残高を含めないものと理解してよいか。</p> <p>また、仮にそのように理解されない場合には、「適用除外」貸付けの残高を含めないように修正するべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、個人顧客合算額の範囲に「住宅資金貸付契約等」に係る貸付けの残高を含めないとの明確化を図るため、規則第 10 条の 23 第 1 項第 3 号の修正を行うこととします。</p>
60	<p>「(利用者の)利益の保護に支障を生ずることがない契約」(総量規制の「例外」貸付け)として内閣府令で定める事業者向け貸付けについて、100 万円以下の場合、「事業・収支・資金計画(3 計画)」の提出を受けることは不要として頂きたい。</p>	<p>総量規制の「例外」として行う個人事業者向け貸付けの際に提出が必要となる「事業・収支・資金計画(3 計画)」については、今回、極力簡素な様式の提出で足りるための措置を講じることにしていますが、特に貸付金額が 100 万円以下の場合には、より簡易な方法で返済能力の調査を行う</p>

61	<p>規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号の個人事業者に対する「例外」貸付けについて、「事業・収支・資金計画（3 計画）」の提出がなくても、総量規制の「例外」となるよう、同号の要件を緩和すべきではないか。</p>	<p>ことを認める旨を内閣府令で定めることとします（規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに第 10 条の 28 第 1 項第 3 号及び第 4 号）。</p> <p>ただし、法律は、総量規制の「例外」貸付けであっても返済能力の調査を行う必要がある旨規定しており（法第 13 条の 2 第 1 項）、3 計画による確認を全く不要とすることは、返済能力の調査手段をなくしてしまうこととなるため、法律の委任の範囲を超えるものとなります。</p>
62	<p>借入れの申込みの金額にかかわらず、個人事業者向けの「例外」貸付け（規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号）を行うことは可能と解してよいか。</p>	<p>総量規制の「例外」として行う個人事業者向けの貸付けに係る規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号に掲げるすべての要件に該当する限りにおいて、貸付金額にかかわらず、「例外」貸付けを行うことは可能です。</p> <p>なお、個人事業者向けの 100 万円以下の「例外」貸付けについては、より簡易な方法で返済能力の調査を行うことを認める旨を内閣府令で定めることとしています（規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに第 10 条の 28 第 1 項第 3 号及び第 4 号）。</p>
63	<p>個人事業者向け貸付けについては、提出させる事業計画書を徹底して合理化する等、手続きを極力簡素化し、実質的に総量規制の「例外」とするべきではないか。</p>	<p>個人事業者向けの貸付けについては、「事業・収支・資金計画（3 計画）」により返済能力が認められる場合には、総量規制の「例外」とされています。</p> <p>3 計画については、日本貸金業協会において簡素なフォーマットが示されているところです。</p> <p>なお、個人事業者向けの 100 万円以下の「例外」貸付けについては、より簡易な方法で返済能力の調査を行うことを認める旨を内閣府令で定めることとしています（規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに第 10 条の 28 第 1 項第 3 号及び第 4 号）。</p>
64	<p>海外渡航先での借入れについては、一定額以下であれば、総量規制の「適用除外」とすべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、海外において緊急に必要となった費用、葬儀費用など社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための資金の貸付けであって、返済能力を超えないと認められるものであり、一定の要</p>

		件（少額で短期の返済、資金用途を確認することができる資料）を満たすものについては、総量規制の「例外」に追加する旨を内閣府令で定めることとします（規則第10条の23第1項第2号の2、第2項第2号の2、第4項及び第5項）。
65	現在、収入がなくても、将来的に安定した収入が見込める場合は、総量規制の「例外」とすべきではないか。	法律は、基本的に年収の3分の1と借入残高とを比較して返済能力の有無を判断することとしており、資金用途や緊急性の有無等を考慮することなく、内閣府令で一律にこのような例外を認めることは、法律の委任の範囲を超えるものとなります。
66	金融機関等から貸付けを受けるまでの「つなぎ資金」に係る貸付けを、総量規制の「例外」に追加して頂きたい。	ご意見を踏まえ、預金取扱金融機関からの貸付けであって、①このような貸付けが行われることが確実であることが確認できる書面、又は、金融機関等の貸付けを行う者に対して行った当該貸付けが行われることが確実であることについての照会の結果を記載した書面の保存、②1か月以内に返済を行うこと、を条件として、つなぎ資金の貸付けを総量規制の「例外」に追加する旨を内閣府令で定めることとします（規則第10条の23第1項第6号）。
67	一般的なクレジットカードよりも厳しい審査が行われるカードローン（ローンカード）については、総量規制の「適用除外」とすべきではないか。	法第13条の2第1項で規定する返済能力の調査により、「個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約」と認められるときは、貸付けの契約の締結をしてはならないこととされています。 なお、銀行など、貸金業者以外からの借入れは総量規制の対象外となっています。
68	既存の極度方式基本契約のうち、毎月の返済の額が利用者の年収の36分の1以内であり、かつ、延滞がないものについて、改正法附則第32条に定める「この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める」との規定に基づき、当分の間、「基準額超過極度方式基本契約」を定める規定の適用を停止し、当該極度方式基本契約に基づく貸付けを制限なく行えるようにする旨、政令で定めて頂きたい。	法律は、返済能力の有無について借入残高（ストックベース）と収入とを比較する方法で判断する旨規定しており、これを政令で毎月の返済の額（フローベース）と収入とを比較する方法に置き換えることは、法律の委任の範囲を超えるものとなります。 なお、経過措置として政令で手当てできるのは、一定の限度内で、かつ、法律を否定しないものに限られます。
69	既存の極度方式基本契約のうち、毎月	法律は、基本的に年収の3分の1と借入

	<p>の返済の額が利用者の年収の 36 分の 1 以内であり、かつ、延滞がないものについて、当分の間、「(利用者の) 利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約」として内閣府令で規定するものに追加し、当該極度方式基本契約に基づく貸付けに総量規制が及ばないよう手当てして頂きたい。</p>	<p>残高とを比較して返済能力の有無を判断することとしており、資金使途や緊急性の有無等を考慮することなく、内閣府令で一律にこのような措置を規定することは、法律の委任の範囲を超えるものとなります。</p>
<p>4. 貸金業者の事務手続きの円滑化を図るための措置の検討</p>		
70	<p>極度方式基本契約に係る指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査の結果、源泉徴収票等の書面の提出等を受けなければならない場合の提出期間を「1か月」から「2か月」とする経過措置を、恒久措置として頂きたい。</p>	<p>年収証明書については、できるだけ速やかな提出を求めていくことが制度の運用として望ましい一方で、今回の措置は、改正貸金業法の完全施行に伴うものであり、少なくとも制度が定着するまでの間は、貸金業者にとって1か月では実務的に年収証明書の回収が困難という実情があることを勘案し、1年間のみ経過措置ではなく、「当分の間」の措置とする旨を内閣府令で定めることとします（平成19年改正府令附則第9条の2）。</p>
71	<p>指定信用情報機関の信用情報による調査の結果、年収証明書の提出を受けなければならない場合において、提出期間の末日の前に年収証明書の提出を受け、それにより借手が総量規制に抵触していることが判明したとしても、その提出期間の末日までは、極度額の引下げ又は新規貸付けの停止の措置（法第13条の4及び規則第10条の29）を講じる必要はないと解してよいか。</p>	<p>借手が総量規制に抵触していることが判明した時点において、極度額の引下げ又は新規貸付けの停止の措置を講じることが必要です。</p>
72	<p>極度方式基本契約に係る指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査の結果、年収証明書の提出等を受けなければならない場合の提出期間を2か月としたとき、調査の結果、2月続けて年収証明書の提出等が必要となったとき、重複して書面の提出等を受けなければならないこととなる。</p> <p>そのため、2回目の調査を不要として良いか。</p>	<p>法第13条の3第3項ただし書の規定により、一度、直近の年収証明書の提出等を受けた場合は、重複して求める必要はないものと考えられます。</p> <p>ただし、指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査を行うことを求める法第13条の3第1項又は第2項の規定に該当する場合には、調査を行う必要があります。</p>
73	<p>規則第10条の24第1項第2号に規定する新たな極度方式貸付けの停止に係る</p>	<p>返済能力の定期的な調査を行う必要がないものとして規則第10条の25第3項各</p>

	措置を解除しようとする際に法第 13 条の 3 第 1 項に規定する調査を行った場合、同条第 2 項に規定する 3 か月以内ごとの次回の調査は必要か。	号に規定した場合を除き、法第 13 条の 3 第 2 項に規定する調査は必要と考えられます。
74	規則第 10 条の 25 第 3 項の指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査が解除される場合として、「貸金業者の判断により貸付けを停止している場合」を追加して頂きたい。	<p>極度方式基本契約に返済能力の定期的な調査を義務付けているのは、個々の貸付けの実行ごとに返済能力を調査するのではなく、一定期間ごとに調査を行い、その時点の貸付残高が総量規制に抵触しているか否かをチェックすることを目的としたものです。</p> <p>このため、一般に、新規の貸付けが停止されている場合には、そのような返済能力の定期的な調査は必要ないと考えられるので、法第 19 条の帳簿の記載事項となっている交渉の経過の記録（規則第 16 条第 1 項第 7 号）に、貸付け停止の措置を講じた旨、その年月日及び理由（合理的なものに限る。）の記載が行われていることを条件に、顧客等からの停止の申出に基づき貸付けを停止している場合など「貸金業者の判断により貸付けを停止している場合」を追加する旨を内閣府令で定めることとします（規則第 10 条の 25 第 3 項第 3 号）。</p>
75	法第 13 条の 3 第 2 項に規定する調査が除外される場合として、元本等の支払の遅延を原因とする新たな極度方式貸付けの停止に係る措置が講じられている場合が設けられたが、同様に法第 13 条の 3 第 1 項に規定する調査についても、除外として頂きたい。	極度方式貸付けに係る契約（個別の貸付けの契約）の都度、指定信用情報機関へ信用情報の照会を行うことは、実務上困難であることから、法第 13 条第 2 項に規定する調査が除外されており、それに代わるものとして、法第 13 条の 3 第 1 項に規定する調査が義務付けられた趣旨を踏まえると、同項の要件に該当する場合には、当該調査は必要と考えられます。
76	極度方式基本契約に係る定期的な返済能力調査義務（規則第 10 条の 24 第 1 項第 1 号及び第 10 条の 25 第 3 項第 1 号）について、定期的な返済能力調査義務の基準は設定せず、原則として、すべての貸付けを対象とするべきである。	貸金業者が適切かつ的確に返済能力の調査義務を履行することにより、過剰貸付けの防止という本制度の目的を果たす必要性に鑑み、多重債務問題の抜本的な解決を図るという改正貸金業法の趣旨を逸脱しない範囲で「10 万円超」という基準を設定しています。
77	極度方式基本契約に係る定期的な返済能力調査義務（規則第 10 条の 24 第 1 項第 1 号及び第 10 条の 25 第 3 項第 1 号）	

	がかかる貸付対象金額の下限を引き上げるべきである。	
78	一度引き下げた限度額を元に戻す場合、原則2年以内を取得した年収証明書を有効とすることを追加して頂きたい。	<p>顧客の信用力の低下等により引き下げた極度額を元に戻す場合には、極度額の増額となることから、基本的に新規の貸付けの契約を締結する場合と同様の返済能力調査を行うことが求められており、その際には直近の年収証明書の提供を受けることが必要とされています（法第13条第5項）。</p> <p>ただし、顧客と連絡ができないことにより、極度額を一時的に減額していた場合において、当該顧客と連絡ができたことにより、極度額を元に戻す場合には、返済能力の調査は必要ありません（規則第10条の19）。</p>
79	今後、新たに個人向け貸付けを行わない場合であっても、既存の極度方式基本契約について、法第13条の3第1項及び第2項に係る調査のために指定信用情報機関へ加入しなければならないのか。	<p>今回頂いたご意見を踏まえ、合理的な理由により極度方式貸付けを停止している場合であって、それが法第19条の帳簿で確認できるときには、法第13条の3第2項に規定する定期的な調査を不要とする旨を内閣府令で定めることとします（規則第10条の25第3項第3号）。</p> <p>上記の要件に該当する限りにおいて、指定信用情報機関の信用情報を使用した返済能力の調査は不要になります。</p> <p>なお、法人向け貸付けのみを行う場合であっても、個人の保証人を付けるときには、指定信用情報機関の信用情報を使用して、当該保証人の返済能力調査を行う必要があります（法第13条第1項及び第2項）。</p>
80	借り手の返済能力の調査の際に求められる年収証明書（規則第10条の17第1項）について、行政機関又は勤務先が発行したものを包括的に追加して頂きたい。	<p>地方公共団体が発行する課税証明書等については、規則第10条の17第1項第8号に規定する「所得証明書」に該当する旨の解釈の明確化を行うこととします（「貸金業者向けの総合的な監督指針」参照）。</p> <p>さらに、地方公共団体が発行する納税証明書については、所得自体の記載はないものの、地方税額が記載されており、年収を計算できることから、これを年収証明書に加える旨を内閣府令で定めることとしま</p>

		<p>す(規則第10条の17第1項第7号の2)。</p> <p>また、勤務先が発行した所得証明書等についても、それが勤務先の代表印等により真正なものであると認められるときには、現在既に規則第10条の17第1項第3号に規定されている「給与の支払明細書」と同様に、個人の資力を明らかにする書面と認められることから、規則第10条の17第1項第8号に規定する「所得証明書」に該当する旨の解釈の明確化を行うこととします(「貸金業者向けの総合的な監督指針」参照)。</p>
81	<p>規則第10条の26第2項の規定により、指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査の際に、一定の要件を満たす場合には過去5年以内に発行された年収証明書を使用することができるが、別に新たな貸付けの契約を締結する際に、法第13条第3項の規定により年収証明書の提出等を受けなければならない場合、当該証明書を使用することは可能か。</p>	<p>法第13条第3項においては、年収証明書により返済能力を調査することとされていることから、新たに直近の年収証明書の提出等を受ける必要があるものと考えられます。</p>
82	<p>規則第10条の26第2項の規定により、一定の要件を満たす場合には過去5年以内に発行された年収証明書を借り手の定期的な返済能力調査の際に使用することができるが、資金需要者の資力に変更がない限り、有効期間を定めず、使用できるようにして頂きたい。</p>	<p>期間の経過により、顧客の収入が大きく変動していることも考えられるところ、資金需要者の資力に変更がないか否かを確認するためには一定の期間を定めた年収証明書をもって調査することが必要であり、ご提案のような修正は適当ではないものと考えられます。</p>
83	<p>規則第10条の22第2項第3号に掲げる「地方税額を基に合理的に算出する方法」とは、例えば、日本貸金業協会の社内規則策定ガイドラインにより定める算出方法又はそれに準じた方法で良いか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
84	<p>年間の給与等の金額の算出方法は、1か月分の給与の支払明細書に記載される給与の金額に12を乗じて算出しても良いか。</p> <p>また、給与の支払明細書に記載された前年度の地方税額がゼロの場合、直近二月分以上の給与の支払明細書が必要となるのか。</p>	<p>給与の支払明細書に記載される給与の金額を基に年間の給与等を算出する際には、規則第10条の22第2項第2号の規定に基づき、支払明細書に記載されている「直近の二月分以上の給与(賞与を除く。)の金額の一月当たりの平均金額に十二を乗じて算出」する必要があるものと考えられます。</p>

		<p>なお、給与の支払明細書に地方税額が表示されている場合には、1か月分でも年収計算が可能であることから、このような支払明細書については、1か月分でも「年収証明書」と認定する措置を講じることとしています。この規定に基づくと、前年度の地方税額がゼロの場合には、年収はゼロと算出されることとなります。直近における定期的な収入に基づき年間の給与等を算出する場合には、前述の規則第10条の22第2項第2号の規定に基づき算出することとなります。</p>
<p>5. NPOバンクに対する対応</p>		
85	<p>生活困窮者支援貸付けを行うNPOバンクに対して、審査や運用の内容を詳細に規制し、過大なコスト負担を強いることは、事業規模などを鑑みると、生活困窮者に対する必要な資金供給を不可能にする恐れがある。NPOバンクの運用については細かな規制は不要ではないか。</p>	<p>生活困窮者支援貸付けを行う特定非営利金融法人に対しては、借入れの状況の把握や、生活再建のための指導等の一定の要件の下に、指定信用情報機関の信用情報の使用義務等や総量規制の適用を除外することとしています。この場合、これらの要件については、借り手の返済能力を把握した上で生活再建のための適切な支援を行うという観点から、必要不可欠なものと考えられます。</p>
86	<p>規則第1条の2の3第4項について、第1号および第2号における「債務の総額」、「財務の状況」の把握及び、第3号における「財務の状況を定期的に把握」、「助言又は指導」は、特定非営利金融法人の能力に応じた方法による把握をすれば足りると理解してよいか。</p>	<p>内閣府令において規定されている要件を逸脱しない範囲で、特定非営利金融法人の規模・特性に応じた方法による対応が求められると考えられます。</p>
87	<p>規則第1条の2の3第4項について、第3号における「財務の状況を定期的に把握」は、最低限どの程度の頻度で行うことを想定しているか。</p>	<p>特定の頻度で状況把握を求めるものではありませんが、借り手や保証人が返済能力を継続的に保持していることを確認するために必要な範囲で、状況把握が求められると考えられます。</p>
88	<p>規則第1条の2の3第4項第3号並びに同条第5項第1号及び第3号に規定する助言又は指導等は、事例によっては弁護士法に基づく法律事務に該当することが想定される。したがって、一定の条件を定め、弁護士の専業事務とすべき。</p>	<p>財務の状況を定期的に把握し、必要に応じて助言又は指導を行うことや生活再建のための計画を策定するための措置を講じることについては、直ちに弁護士法に規定する法律事務に該当するものではないと考えられます。</p>
89	<p>生活困窮者においては、返済不能に陥</p>	<p>生活困窮者支援貸付けについては、借り</p>

	<p>る可能性が極めて高く、保証人と債務者の人間関係に傷を残して債務者の復帰を困難にすると考えられるため、生活困窮者支援貸付けについて、保証人を取ることは禁ずるべきではないか。</p>	<p>手の債務の総額の把握による返済能力の調査や、生活困窮者の生活再建のための計画の策定及びその進捗状況等の把握や必要に応じた助言又は指導を通じて、生活困窮者の支援を図ることが要件とされており、返済不能に陥らないような一定の配慮がなされています。</p> <p>なお、保証人を一律に禁止することは、借り手の選択肢を奪うことにもなることから、必ずしも適当ではないと考えられます。</p>
90	<p>生活困窮者支援貸付けにおいては、その趣旨から、高率の遅延損害金を取るべきではない。このため、規則第1条の2の3第7項として、「当該貸付けに関し、債務不履行が発生した場合の金利は貸出金利と同率以下とし、別途遅延損害金、遅延手数料などは発生しない契約となっていること」を追加すべきではないか。</p>	<p>生活困窮者支援貸付けにおいても、遅延損害金等は、返済の動機付けとして一定の効果があると考えられることから、一律に禁止されるべきものではないと考えられます。</p> <p>なお、生活困窮者支援を装った高率の遅延損害金を目的とする貸付けについては、そもそも「生活困窮者を支援するための貸付け」に該当しないため、仮にこれを行った者が特例として義務の履行を免れていた場合には、当該義務の不履行として法令違反となります。</p>
91	<p>規則第5条の3の2第1項第2号においては、利息収入の額の比率で規制をしているが、元本の比率で規制をすべきではないか。</p>	<p>特定非営利活動法人については、例えば、その認証基準において、特定非営利活動に係る事業の支出規模が、総支出額の2分の1以上であることが要件とされているなど、フローベースの基準が一般的となっていることから、規則第5条の3の2第1項第2号においても、利息収入の額の比率による規制を行っているところです。</p> <p>また、現状、いわゆるNPOバンクにおいては、全体の貸付けの利息収入に占める特定非営利活動貸付け又は生活困窮者支援貸付けに相当する貸付けの利息収入の額の比率は、十分に高いと考えられます。</p>
92	<p>特定非営利金融法人が隠れ蓑として使われることを防ぐため、「役員の従業員の氏名およびそれぞれが受け取った給与その他の給付」を閲覧の対象に追加すべきではないか。</p>	<p>頂いたご意見は特定非営利金融法人の開示のあり方に係る今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
93	<p>規則第5条の4の2第1項第2号が定</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

	める体制として、「貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者」を複数名(最大10名程度)指定し、これらの者から必要に応じて助言又は指導を受けることとすることは可能か。	
94	NPOバンク要件として貸付金利7.5%の根拠を明示して頂きたい。	最近のいわゆるNPOバンクの貸付金利の実情を踏まえるとともに、低金利で公益性の高い事業の費用を賄う水準として、財産的基礎要件の特例の要件と同じく7.5%と設定しました。
95	特定非営利活動貸付け及び生活困窮者支援貸付けについて、債務者の借入理由(資金用途を含む。)も統計情報として開示すべき。	事業報告書の各種別貸付残高及び貸付件数等の計数関係については、法第24条の6の9、規則第26条の29の2並びに別紙様式第8号の2及び第8号の3の規定により、監督上必要な項目について報告を求めています。 なお、非営利特例対象法人に対しては、貸付けの相手方等の借入状況等を把握し、必要に応じ助言又は指導等を行うことを要件として、様々な特例措置が講じられていますが、こうした要件が確実に満たされているか否かについて、適切に監督していくこととしています。
96	実質的なヤミ金融業者がNPOバンクを装って参入することを阻止するよう、必要な措置を講じ、監視の強化を求める。 また、NPOバンクに係る要件を広く周知することによって、NPOバンクを装ったヤミ金融業者の被害を発生させることの防止を図ることができるのではないか。	貸付業務経験者の確保義務の免除や指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除等の特例を受ける非営利特例対象法人(規則第5条の3の2第2項)に対しても、他の貸金業者と同様に、適切な監督や検査を通じて、法令等遵守態勢や経営管理態勢等を的確に把握していく必要があるものと考えられます。 また、当該特例を受ける非営利特例対象法人は、規則第5条の3の2第1項第3号の規定により、貸付けに係る契約ごとにその内容を記載した書面等を備え置き、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させることとされています。 頂いたご意見は、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
97	NPOバンクに係る対応(①貸付業務経験者の確保義務の免除、②指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免	いわゆるNPOバンクについては、非営利かつ低金利で公共性のある貸付けを行うNPOバンクの活動を支援する観点か

	除及び総量規制の「適用除外」)については、反対する。NPOバンクであっても、業務経験の豊富な実務担当者が、指定信用情報機関の信用情報を使用して、審査を行うべきである。	ら、今回の改正貸金業法の完全施行に併せ、新たな措置を講じることとしています。ただし、このような措置を設けるにあたっては、NPOバンクに対して、非営利、低金利、貸出目的の公益性、貸付内容等の情報開示を求めているほか、貸付けについても、特定非営利活動貸付け、生活困窮者支援貸付けに限定し、かつ過剰貸付けとならないような体制整備を求めることとしています。
98	生活困窮者向けの貸付けについて、総量規制の「適用除外」として頂きたい。	非営利特例対象法人が行う生活困窮者を支援するための貸付けについては、一定の要件を満たす場合には、規則第10条の21の2の規定により、総量規制の「適用除外」とされています。
99	規則第1条の2の3第6項に規定する「生活困窮者」の定義を明確にして頂きたい。 また、生活困窮者の「最低限度の生活を維持するために必要な費用」は、国が社会福祉政策において責任を負担すべきものであり、NPOバンクが融資すべきものではないため、当該規定を削除頂きたい。	多重債務問題の抜本的な解決を図るといふ改正貸金業法の趣旨に鑑み、生活困窮者の定義については、法の潜脱とならない範囲において、硬直的なものとならないようにする必要があるものと考えられます。また、生活困窮者の最低限度の生活を維持するために必要な費用については、様々なケースが想定され、公的扶助と併せていわゆるNPOバンクによる貸付けを利用することも排除されるべきではないものと考えられます。
100	指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除等の対象となっている生活困窮者支援貸付けについて、規則第1条の2の3第5項第3号の規定に基づき借り手の債務の総額を定期的に把握する場合には、自己申告によるものも可能か。	生活困窮者支援貸付けの趣旨は、その貸付けに際して、借り手が既に負担している債務を可能な限り整理し、当該借り手の生活再建のための計画を策定するとともに、貸付け後においても、当該計画に基づき借り手の生活再建を図っていくことにあります。このような趣旨に鑑み、貸し手には、定期的に借り手の債務の総額を把握することが求められており、このような債務の把握を通常の注意義務をもって行う限りにおいては、自己申告により債務の総額を把握することも可能と考えられます。
101	規則第5条の3の2第1項第2号の規定に抵触した場合、業務改善命令をはじめとする行政処分並びに刑事罰の対象となることを確認したい。もし、対象とな	非営利特例対象法人が、仮に、規則第5条の3の2第1項第2号に規定する要件を満たさない場合には、貸付業務経験者の確保義務の免除や指定信用情報機関の信

	らない場合、対象とすべき。	<p>用情報の使用・提供義務の免除等の特例が受けられません。</p> <p>この場合、本則にのっとり、他の貸金業者と同様に、例えば指定信用情報機関の信用情報を使用することなく、貸付けを行った場合には、法令違反となります。なお、行政処分等については、個別具体的に検討されるものと考えられます。</p>
102	規則第5条の3の2第2項に規定する非営利特例対象法人のうち、貸付業務経験者の確保義務の免除や指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除等の特例を受ける貸金業者に対して、利息収入のその後の用途又は取扱いについても開示すべき。	<p>非営利特例対象法人に対しては、貸付けの相手方等の借入状況等を把握し、必要に応じ助言又は指導等を行うことを要件として、様々な特例措置が講じられていますが、こうした要件が確実に満たされているか否かについて、適切に監督していくこととしています。</p>
103	<p>別紙様式第8号の2の表6「貸付金の担保内訳」について、別紙様式第8号の事業報告書では、人的保証付の有担保融資の場合、複数の物的担保のみがある貸付けの場合の記載方法とは異なり、物的担保として当該貸付残高が100%となるように項目の配列順に充当計上した後、人的保証も100%となるように再掲するという理解をしているが、本様式においても同様の記載方法でよいか。</p> <p>その場合、表上の残高の構成割合と実質構成割合とは異なることになるがこれについてはいかがか。</p>	<p>記載上の注意において、2種類以上の担保がある貸付金については、受入担保の配列順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上することとしています。</p>
104	別紙様式第8号の3中の「15 金利帯別貸付件数及び貸付残高」の記載上の注意1について、別紙様式第8号の2には同様の注意事項が記載されておりません。理由が御座いましたらお示し頂きたい。	<p>ご指摘を踏まえて、別紙様式第8号の3中の「15 金利帯別貸付件数及び貸付残高」の記載上の注意1を削除します。</p>
105	<p>非営利特例対象法人・特定非営利金融法人の事業報告について</p> <p>非営利特例対象法人とは、(1)非営利法人(2)純資産500万以上(3)特定非営利活動として行われる貸付け又は生活困窮者を支援するための貸付けを事業の主目的とし定款等で定めている(4)定款等で剰余金の分配等を行わず、解散時の残余財産の帰属について定めている、との4項</p>	<p>「非営利特例対象法人」とは、規則第5条の3の2第2項に掲げるすべての要件に該当する者をいいます。</p> <p>一方、「特定非営利金融法人」とは、法第24条の6の2の規定により規則第26条の25の2第3項第1号に掲げる場合に該当する旨の届出を行った貸金業者(当該届出の日以降同項第2号又は第3号に掲げる場合に該当することとなった者を除</p>

	<p>目を全て満たす法人を指し、その非営利特例対象法人が、特定非営利活動貸付け又は生活困窮者支援貸付けの締結を業として行う旨の決定をし、その旨の届出を行った場合の貸金業者を特定非営利金融法人というとの理解でよいか。否である場合、両者の相違点（貸付条件や業務上の義務なども含め）を示されたい。</p> <p>また、それぞれの法人については、別紙様式第8号の2及び第8号の3として個別の事業報告書様式が定められているが、2法人の区分に対する考え方が前述のとおりでよい場合、ほとんどの非営利特例対象法人は特定非営利金融法人となると思われることから、別紙様式第8号の3により非営利特例対象法人としての報告を行う業者は稀であると思われる。</p> <p>これら2様式の相違点は表17・18（特例貸付状況）の有無のみであることから、2様式を統一し、非営利特例対象法人は表17・18の記載を要さないとする事としてはいかがか。</p>	<p>く。）をいいます。</p> <p>また、別紙様式第8号の2は「特定非営利金融法人」向けの様式として、別紙様式第8号の3は「非営利特例対象法人で特例登録を受けた者」向けの様式として、記載漏れ等がないように明確に区別しています。</p>
106	<p>指定紛争解決機関として貸金業協会のみが指定された場合には、当該協会と手続実施基本契約を締結する義務が生じることとなるが、NPOバンクについては、それ以外の貸金業者が手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結する必要がないよう手当てすべきである。</p>	<p>金融ADRにおいては、利用者保護という観点から、法律において、指定紛争解決機関が指定されている場合には、いわゆるNPOバンクを含め、例外なく、すべての貸金業者が当該指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結することを求めており、対応は困難であると考えられます。</p>
<p>6. その他所要の改正</p>		
107	<p>規則第10条の18第2項、第10条の20第2項、第10条の27第2項において、返済能力調査の記録の保存について、（年収証明書又はその写しに）「記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。」旨が追加されているが、この電磁的記録とは、顧客が提示した年収証明書をスキヤナー等で読み取り、電子化したデータなどを指すと考えてよいか。</p> <p>例えば、年収証明書を顧客自身が携帯電話に付属しているカメラで撮影し、そ</p>	<p>ご質問の前段については、貴見のとおりと考えられます。</p> <p>なお、ご質問の後段のような対応については、事後において真正であることの判定を容易に行うことができる限りにおいて、排除されないものと考えられます。</p>

	の画像を業者が受信して保存する対応も可能か。	
108	貸金業登録（登録事項の変更の届出を含む。）にあたり、申請書に添付される資料の記載内容の真偽を確認するために必要な資料の徴求を可能とするための措置（規則第4条第3項第14号、第8条第8号）について、徴求する場合の客観的基準がなければ、安定性を欠くおそれがある。このため、客観的基準を明示するか、削除して頂きたい。	申請書の添付資料の真偽を確認するために必要な資料については、個別具体的な事例に応じて適切に徴求することが適当であると考えられます。
109	規則第4条第3項第14号、第8条第8号において、登録申請書及び変更届出書の添付書類として、添付書類の記載内容が「真実かつ正確であることを確認するために必要な事項を記載した書類」（財務局長などが必要と認めるときに限る。）が追加されている。 これは、具体的にどのような書面をさすのか。本書面の提出が求められる趣旨は何か。登録申請または変更届出の際に、財務局長などが個別に指示した場合に提出すれば足りるのか。	添付書類の記載内容が「真実かつ正確であることを確認するために必要な事項を記載した書類」の提出を求める趣旨は、財務局長等の適正な登録（更新・変更届出）の審査を担保するためであります。 当該書類については、財務局長等が必要と認めるときに提出が求められ、規則第4条第3項第14号、第8条第8号において規定する添付書類に記載された事項が真実かつ正確であることを確認するため、添付書類に応じて個別具体的に判断されるものと考えられます。
7. その他のご意見		
110	総量規制の基準となる給与所得者の年収については、過去3年間の平均についても認める等、弾力的な運用を行うべきではないか。 1年間失業していた者が再就職した場合についても返済能力を認めるべきである。	給与所得者の年収は、基本的に一定期間にわたって継続的と認められることから、返済能力の調査にあたっては、直近の期間の年収を用いるべきものと考えられます。 なお、ご質問の後段のようなケースについては、直近2か月分以上の給与の支払明細書に記載された給与の金額を平均し、12倍することをもって年収を算出することが認められています。
111	総量規制の基準となる年収については、同じ年収水準であっても、夫婦と子供2人の標準世帯と単身世帯では、可処分所得にかなりの差異があるため、弾力的な運用を行うべきではないか。 以前の返済に問題がなく、かつ借入先が3社以下の場合等、家計が自己管理されていると認められている場合には、返済能力があると認めてよいのではない	法律において、借り手の「その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に3分の1を乗じて得た額」を基準に返済能力を調査するとされており、政令や内閣府令でこれと異なる取扱いを定めることは、法律の委任の範囲を超えるものとなります。

	か。	
112	団体に貸金業者が貸付けを行う場合、例えば、①いわゆる権利能力なき社団の場合、②民法上の組合の場合、③商法上の匿名組合の場合は、法第13条第2項の「個人である顧客等」に該当するのか。	<p>①いわゆる権利能力なき社団については、「団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産管理等団体としての主要な点が確定している」限りにおいて、個人には該当しないものと考えられます。</p> <p>②民法上の組合については、個人には該当しないものと考えられます。</p> <p>③商法上の匿名組合については、対外的には営業者だけが契約者となるものであり、営業者が個人であるか否かによるものと考えられます。</p>
113	①法人である債務者の保証人となっている個人、②個人事業者の「例外」貸付けの保証人となっている個人については、いずれも保証契約上の責任の範囲を当該個人の年収の3分の1に限定すべきではないか。	保証人については、貸金業者に対して、①保証人の返済能力調査（法第13条第1項）、②（①の調査に際しての）指定信用情報機関の保有する信用情報の使用（同条第2項）、及び③（①の調査の結果）保証人の返済能力を超える保証契約であると判明した場合の契約締結禁止（法第13条の2第1項）、が義務付けられています。
114	特例民法法人から一般法人への移行後についても、奨学金の貸与の事業を総量規制の「適用除外」として頂きたい。	今回の改正は、改正貸金業法の完全施行の円滑な実施を目的としており、頂いたご意見は、今回の改正の対象ではありませんが、貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
115	教職員の互助団体について、総量規制を始めとする貸金業法の規制対象から除外して頂きたい。	